

治山林道事業調査等業務委託積算基準

令和元年10月

山梨県森林環境部

目 次

	ページ
I 業務の内容	1
I-1 地質調査業務	1
I-2 測量業務	1
I-3 設計業務	1
I-4 計画作成等業務	1
I-5 技術者の職種区分	1
I-6 技術者の資格区分	1
II 地質調査業務積算基準	2
II-1 適用範囲	2
II-2 地質調査業務費の構成	2
II-3 地質調査業務費構成費目の内容	3
II-4 地質調査業務費の積算	4
III 測量業務積算基準	7
III-1 適用範囲	7
III-2 測量業務費の構成	7
III-3 測量業務費構成費目の内容	8
III-4 測量業務費の積算	9
IV 設計業務積算基準	11
IV-1 適用範囲	11
IV-2 業務委託料の構成	11
IV-3 業務委託料構成費目の内容	12
IV-4 業務委託料の積算	12
V 計画作成等業務積算基準	14
V-1 適用範囲	14
V-2 業務委託料の構成	14
V-3 業務委託料の積算	14
別表1 技術者の職種区分	15
別表2 技術者の資格区分	17
VI 治山事業調査業務等標準歩掛	19
VI-1 地質調査業務歩掛	19
VI-1-1 徒歩区間の距離（時間）による補正	19
VI-1-2 打合せ協議	19
VI-2 測量業務歩掛	19
VI-2-1 徒歩区間の距離（時間）による補正	19
VI-2-2 踏査選点	19
VI-2-3 打合せ協議	19
VI-3 設計業務歩掛け	19
VI-3-1 徒歩区間の距離（時間）による補正	19
VI-3-2 打合せ協議	20
VI-3-3 溝間工の設計	20
VI-3-4 山腹工の設計	20
VI-4 計画作成等業務歩掛け	20
VI-4-1 徒歩区間の距離（時間）による補正	20
VI-4-2 打合せ協議	20
VII 林道事業調査業務等標準歩掛け	21
VII-1 林道測量・設計・調査の手順	21
VII-2 地質調査業務歩掛け	22

VII-2-1	徒歩区間の距離（時間）による補正	22
VII-2-2	打合せ協議	22
VII-3	測量業務歩掛	22
VII-3-1	徒歩区間の距離（時間）による補正	22
VII-3-2	打合せ協議	22
VII-3-3	一車線林道用地測量	23
VII-3-4	一車線林道保安林調査	25
VII-3-5	林道改良測量	26
VII-3-6	林道舗装測量	29
VII-4	設計業務歩掛	32
VII-4-1	徒歩区間の距離（時間）による補正	32
VII-4-2	打合せ協議	32
VII-4-3	林道開設の設計	32
VII-4-4	林道改良・舗装等設計	32
VII-5	計画作成等業務歩掛	33
VI-5-1	徒歩区間の距離（時間）による補正	33
VI-5-2	打合せ協議	33
VIII	積算基準運用に当たっての留意事項	34
VIII-1	共通編	34
VIII-1-1	標準歩掛の適用	34
VIII-1-2	調査業務における市場単価の設定	34
VIII-1-3	測量業務の積算に係る留意事項	34
VIII-1-4	立木調査業務	34
VIII-1-5	旅費交通費等の積算	36
VIII-1-6	積算資料（単価一覧表）と標準歩掛の職種について	37
VIII-2	治山編	38
VIII-2-1	測量業務	38
VIII-2-2	保安林指定調査・測量業務	38
VIII-2-3	渓間工測量・設計業務	38
VIII-3	林道編	39
VIII-3-1	測量業務（改良・舗装測量を除く）	39
VIII-3-2	用地測量業務	40
VIII-3-3	保安林調査業務	40
VIII-3-4	改良・舗装測量業務	40
VIII-3-5	設計業務（改良・舗装設計を除く）	41
VIII-3-6	改良・舗装設計業務	41

I 業務の内容

治山事業及び林道事業に係る調査等を実施する場合、その内容を地質調査業務、測量業務、設計業務及び計画作成等業務に区分し、その内容は次のとおりである。

I－1 地質調査業務

地質調査業務の内容は次のとおりとする。

(1) 一般調査

ア 地質調査

イ 地すべり調査

ウ その他ア及びイに掲げる業務と同程度のもの

(2) 解析等調査

調査結果に基づく解析、設計、計画作成及び資料の取りまとめ

I－2 測量業務

測量業務の内容は次のとおりとする。

(1) 基準点、用地及び地形に係る測量

(2) 治山関係事業に係る踏査選定、中心線測量、平面測量、縦断測量、横断測量、空中写真測量、航空レーザー測量、深浅測量、汀線測量、環境生物調査業務等

(3) 林道関係事業に係る中心線測量、平面測量、縦断測量、横断測量等

(4) 上記(1)から(3)の測量等の成果に基づく図化

(5) その他(1)から(4)に掲げる業務と同程度のもの

I－3 設計業務

設計業務の内容は次のとおりとする。

(1) 設計説明書、設計図面、数量計算書、設計計算書等の作成

I－4 計画作成等業務

計画作成等業務の内容は次のとおりとする。

(1) 山地治山等調査業務

ア 治山関係事業に係る流域別調査、箇所別の事業計画の調査及び全体計画の調査並びに当該計画の作成
イ その他同程度以上の技術的判断を要するもの

(2) 林道事業の箇所別の事業計画の調査及び全体計画の調査並びに当該計画の作成

I－5 技術者の職種区分

技術者の職種区分は、別表1に定めるとおりとする。

I－6 技術者の資格区分

技術者の資格区分は、別表2に定めるとおりとする。

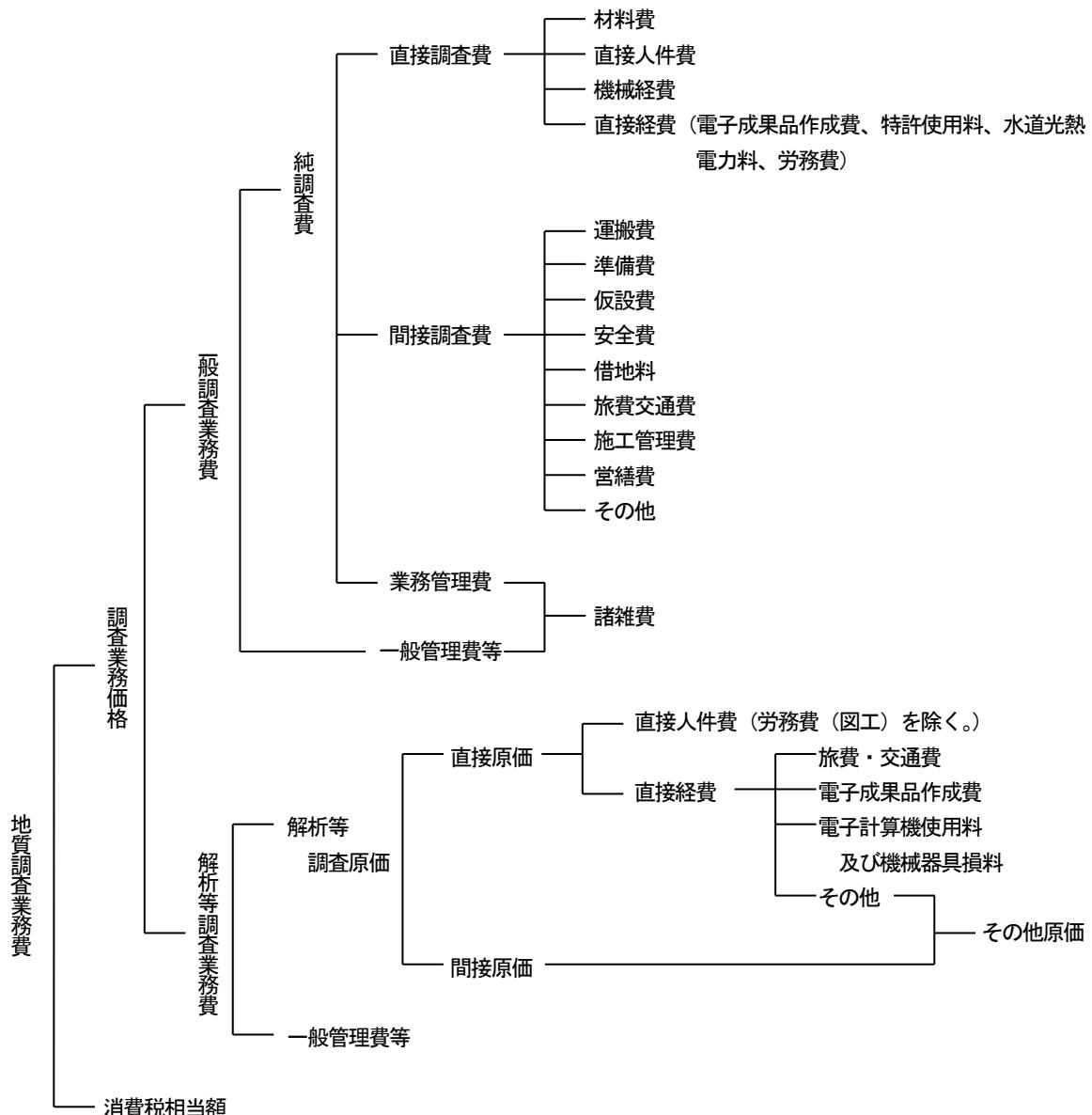
II 地質調査業務積算基準

II-1 適用範囲

この積算基準は、治山関係事業及び林道関係事業に係る次の地質調査に適用する。

- (1) 機械ボーリング
- (2) サンプリング
- (3) サウンディング及び原位置試験
- (4) 弹性波探査業務
- (5) 軟弱地盤技術解析
- (6) 地すべり調査

II-2 地質調査業務費の構成



II-3 地質調査業務費構成費目の内容

1 一般調査業務費

一般調査業務費は、高度な技術的判定を含まない単純な地質調査である。なお、費目毎の内容及び積算方法は、次のとおり。

(1) 純調査費

① 直接調査費

直接調査費は、当該業務に必要な経費のうち次のアからエに掲げるものとし、それぞれ積上げにより計上するものとする。

ア 材料費

材料費は、調査を実施するのに要する材料の費用であり、材料の数量に価格を乗じて積算し、計上する。

イ 直接人件費

調査の実施に必要な技術者に要する費用であり、労務費（図工）を含まない。なお、直接人件費（技術者の内訳）は、「森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領（平成29年3月30日付け28林整計第380号）」（以下「積算要領」という。）第2部第2章及び3章で定め、その基準日額は別途定める。

ウ 機械経費

調査に必要な機器の損料又は使用料とし、各調査の種別ごとに積算し計上する。

エ 直接経費

直接経費は、次に定めるものであり、積上げにより積算し計上するものとする。

(ア) 電子成果品作成費

電子成果品の作成に要する費用とし、「積算要領」第2部第2章第9に定めた計算式により計上する。なお、「積算要領」第2部第3章標準歩掛の項目別に定められている場合はその計算式により計上する。

(イ) 特許使用料

特許使用料は、契約に基づき支出する特許使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額とする。

(ウ) 水道光熱電力料

水道光熱電力料は、当該調査に必要となる電力、電灯使用料及び用水使用料とする。

(エ) 労務費

図工に要する費用を計上する。

② 間接調査費

間接調査費は、業務処理に必要な経費にうち、次のアからケに掲げるものとし、それぞれ積上げにより計上するものとする。

ア 運搬費

機械器具の運搬費は、機械器具及び資機材運搬、乱さない試料やコアの運搬、現場内小運搬及び作業員の輸送に要する費用とする。

イ 準備費

準備及び後片付け作業（伐開除根、測量、各種許可・申請手続き等）搬入路伐採等に要する費用とする。

ウ 仮設費

ボーリングの櫓、足場設備、揚水設備場及び足場の設置撤去、機械の分解解体、給水設備、仮道、仮橋等の設備に要する費用とする。

エ 安全費

現場の一般交通に対する交通処理、掲示板、保安柵及び保安灯等や環境保全のための仮囲いに要する費用とする。

オ 借地料

特に、借上げを必要とする場合等に要する費用とする。ただし、営繕費対象の敷地については、借地料を計上しない。

カ 旅費交通費

当該調査に従事する者に係る旅費・交通費とし、「Ⅷ-1-5 旅費交通費等の積算」の定めにより計上する。

キ 施工管理費

出来高及び工程管理番号写真等に要する費用とする。

ク 営繕費

大規模なボーリング等で必要な場合に限り営繕に要する費用とする。また、弾性波探査で、火薬類取扱所、火工所の設置が必要な場合は、その費用とする。

ケ その他

伐木補償、土地の復旧など必要な費用とする。

③ 業務管理費費

業務管理費は、純調査費のうち、直接調査費、間接調査費以外の経費であり、土質試験等の専門調査業に外注する場合に必要となる経費、業務実績の登録等に要する費用を含む。なお、業務管理費は、経費について、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。

ただし、業務管理費は、諸経費率算定の対象額としない。

(2) 一般管理費等

当該調査を実施する企業の経費で、一般管理費及び付加利益である。

① 一般管理費

一般管理費は、当該調査を実施する企業の当該担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

② 付加利益

付加利益は、当該調査を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料、その他の営業外費用等を含む。

2 解析等調査業務費

解析等調査業務費は、一般調査業務による調査資料等に基づき、解析、判定、工法選定等高度な技術力を要する業務を実施する費用である。

なお、業務内容は、「積算要領」第2部第2章第8に定めるとおりとする。

3 消費税相当額

消費税相当額は、消費税相当分とする。

II-4 地質調査業務費の積算

地質調査業務費は、次の積算方式によって積算する。

$$\text{地質調査業務費} = (\text{一般調査業務費} + \text{解析等調査業務費}) + \text{消費税相当額}$$

なお、一般調査業務費及び解析等調査業務費の積算は、次によるものとする。

1 一般調査業務費

$$\text{一般調査業務費} = \text{直接調査費} + \text{間接調査費} + \text{諸経費}$$

(1) 直接調査費は、「積算要領」第2部第2章の第2から第6の各業務のうち該当するものについて積算するものとし、原則として、一般的に用いられる建設資材に関する物価資料（以下「物価資料」という。）に掲載されている市場単価（実勢価格）を用いて積算するものとする。

なお、これにより難い場合には、見積り等によることができる。

(2) 間接調査費は、「II-3 地質調査業務費構成費目の内容」1 (1) ②のアからケに掲げるものを積上げ積算するものとし、「積算要領」第2部第2章第7の業務に該当するものについては、市場単価により積算するものとする。

また、施工管理費については、「積算要領」第2部第2章第9により積算するものとする。

(3) 諸経費は、表1-1により対象額（直接調査費+間接調査費）に応じて設定されている諸経費率を、当該対象額に乗じて得た額とする。

表1-1 諸経費率標準値

対象額	100万円以下	100万円を超え3,000万円以下	3,000万円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする。	(注) 1. の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。	下記の率とする。
		A b	
率又は変数値	59.9%	285.3	-0.113
			40.8%

(注) 1. 算定式

$$Z = A \times Y^b$$

ただし、Z : 諸経費率（単位：%）

Y : 対象額（単位：円）（直接調査費+間接調査費）

A、b : 変数値

2. 諸経費率の値は、小数点以下2位を四捨五入して、小数点以下1位止めとする。

2 解析等調査業務費

解析等調査業務は、「積算要領」第2部第2章第8に定められた内容に留意し、次式により算定する。
解析等調査業務=直接人件費+直接経費+その他原価+一般管理費等

(1) 直接人件費の算出

ア 直接人件費は、表1-2に掲げる各業務ごとに算定するものとし、標準の単価に、表1-3の補正係数を乗じて算定する。

イ このうち、「総合解析取りまとめ」業務については、表1-3の補正係数に加え、表1-4の補正係数を乗じて算定するものとする。

ウ 「資料整理取りまとめ」業務及び「断面図等の作成」業務については、表1-2で「直接調査分」とされた部分を上記「一般調査業務費」の直接調査費に計上するものとする。

エ 「打合せ」業務については、「VI-1-2 打合せ協議」により算定するものとする。

表1-2 解析等調査業務の単価

業務の内容	標準の単価
既存資料の収集・現地調査	直接人件費（解析等調査業務費分）
資料整理取りまとめ	〃（解析等調査業務費分）
〃	〃（直接調査費分）
断面図等の作成	〃（解析等調査業務費分）
〃	〃（直接調査費分）
総合解析取りまとめ	〃（解析等調査業務費分）
打合せ	〃（解析等調査業務費分）

表1-3 解析等調査業務の補正係数

土質ボーリング	補正係数（計算式）
既存資料の収集・現地調査	直接人件費 (解析等調査業務費分) $Y = 0.035X + 0.79$
資料整理取りまとめ	直接人件費 (解析等調査業務費分) $Y = 0.040X + 0.76$
〃	直接人件費 (直接調査費分) $Y = 0.040X + 0.76$
断面図等の作成	直接人件費 (解析等調査業務費分) $Y = 0.040X + 0.76$
〃	直接人件費 (直接調査費分) $Y = 0.040X + 0.76$
総合解析取りまとめ	直接人件費 (解析等調査業務費分) $Y = 0.020X + 0.88$

Y：補正係数 X：土質ボーリング本数

表1-4 試験種目数別の補正係数（総合解析取りまとめ）

試験種目数	3種以内	4～5種	6～9種
補正係数	1.00	1.20	1.30

(注) 1. 試験種目別の補正

現地で行われる調査、室内試験等を含む調査の種目数は、3種以内を標準とし、これを超える場合には、補正する。

2. 試験種目

サンブリング、標準貫入試験、動的円錐貫入試験、孔内水平載荷試験、現場透水試験、岩盤透水試験、間隙水圧試験、スウェーデン式サウンディング、オランダ式二重管コーン貫入試験、ポータブルコーン貫入試験、三成分コーン試験、電気式静的コーン貫入試験、オートマッチックラムサウンディング、物理的性質試験、化学的性質試験、力学的性質試験、現場単位体積重量試験、平板載荷試験、現場CBR試験等の区分とする。

(2) 直接経費（積上計上分）

直接経費は、業務処理に必要な経費とし、次に示すものとする。

直接経費は、次の各項目について、積上げ積算するものとし、旅費交通費については、「Ⅷ-1-5 旅費交通費等の積算」の定めにより積算するものとする。

また、電子成果品作成費については、「積算要領」第2部第2章第9により積算するものとする。なお、「積算要領」第2部第3章標準歩掛の項目別に定められている場合はその計算式により計上する。

①旅費交通費

②電子成果品作成費

③電子計算機使用料及び機械器具損料

④その他

(3) その他原価

当該業務担当部署の事務職員の人事費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費及び各項目以外の必要経費とし、次式により算定した額の範囲内とする。

$$\text{その他原価} = (\text{直接人件費} \times \alpha) / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は解析等調査原価（直接経費の積上計上分を除く。）に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

(4) 一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。

$$\text{一般管理費等} = (\text{解析等調査原価} \times \beta) / (1 - \beta)$$

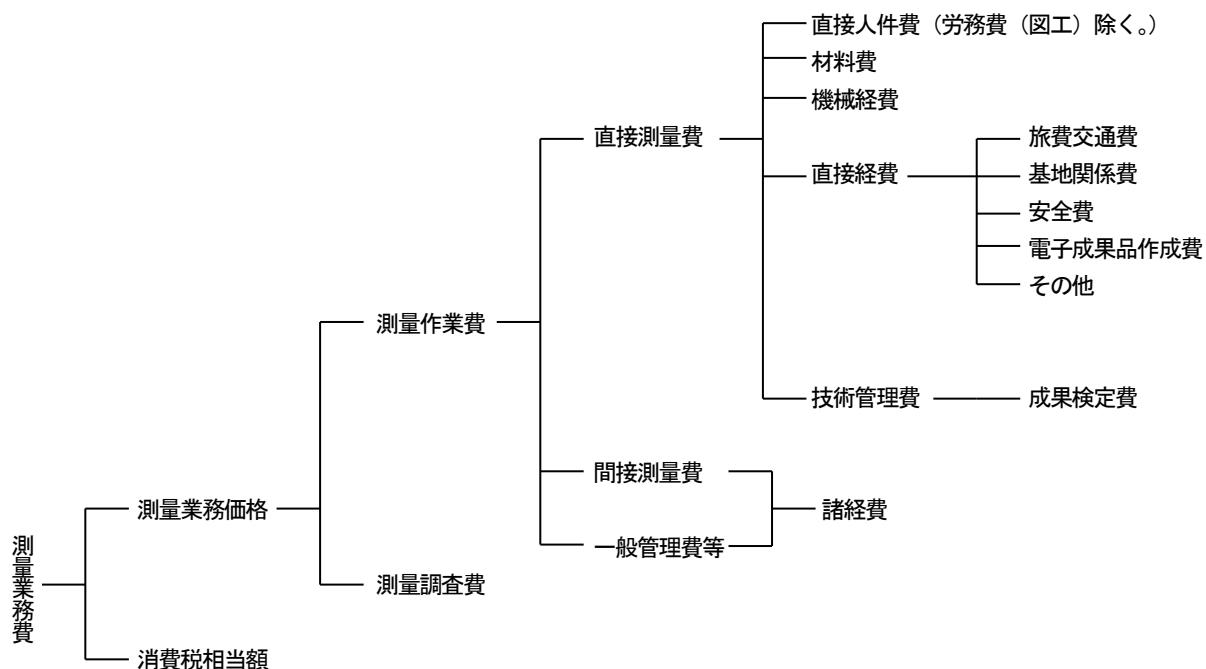
ただし、 β は解析等調査業務費に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

III 測量業務積算基準

III-1 適用範囲

この積算基準は、治山関係事業及び林道関係事業に係る測量業務に適用する。

III-2 測量業務費の構成



III-3 測量業務費構成費目の内容

1 測量作業費

測量作業費は、測量作業に要する費用で、直接測量費、間接測量費及び一般管理費等で構成する。

(1) 直接測量費

直接測量費は、測量作業を実施するために直接必要な費用で、直接人件費、材料費、機械経費、直接経費及び技術管理費で構成する。

① 直接人件費

業務に従事する技術者の人件費であり、労務費（図工及び上廻り員）を含まない。なお、技術者の内訳は、「森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領（平成29年3月30日付け28林整計第380号）」（以下「積算要領」という。）第3部第2章で定め、その基準日額等は、別途定める。

② 材料費

材料費は、測量の実施に必要な杭、用紙その他材料に要する経費である。

③ 機械経費

機械経費は、業務に使用する機械に要する費用である。その算定は、積算によるものを除き、国土地理院が定める測量機械等損料算定表による。

④ 直接経費

ア 旅費交通費

旅費交通費は、測量作業及び打合せを実施するために必要な費用であり、「VII-1-5 旅費交通費等の積算」の定めにより計上する。

イ 基地関係費

基地関係費は、業務を実施するための基地設置又は使用に要する費用である。

ウ 安全費

安全費は、測量作業において必要な安全対策に要する費用で、交通整理等に要する費用及び他の安全対策に要する費用である。

エ 電子成果品作成費

電子成果品作成費は、電子成果品作成に要する費用である。

オ 労務費

図工及び上廻り員に要する費用を計上する。

カ その他

器材運搬、伐木補償、印刷製本及び車借上料等に要する費用を計上する。

⑤ 技術管理費

ア 成果検定費

成果検定費は、1級～4級基準点測量及び1級～4級水準測量の測量成果の検定を行うための費用である。

また、成果検定費は、諸経費率算定の対象額としない。

(2) 間接測量費

間接測量費は、動力用光熱費、その他の費用で、直接測量費で積算された以外の費用及び登記記録調査（登記手数料は含まない。）、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要となる間接的な経費、業務実績の登録等に要する費用である。

なお、間接測量費は、一般管理費等と合わせて、諸経費として計上する。

(3) 一般管理費等

一般管理費等は、一般管理費と付加利益を区分し、その内容は次のとおりとする。

① 一般管理費

一般管理費は、当該業務を実施する企業の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

② 付加利益

付加利益は、当該業務を実施する企業を継続的に運営するに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。

2 測量調査費

測量調査費は、宇宙技術を用いた測量等の難度の高い測量業務について行う調査・計画及び測量データを用いた解析等高度な技術力を要する業務を実施する費用である。

3 消費税相当額

消費税相当額は、消費税相当分とする。

III-4 測量業務費の積算

測量業務費は、次の積算方式によって積算するものとする。

$$\begin{aligned}\text{測量業務費} &= (\text{測量作業費}) + (\text{測量調査費}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= \{(\text{測量作業費}) + (\text{測量調査費})\} \times \{1 + (\text{消費税率})\}\end{aligned}$$

1 測量作業費

$$\begin{aligned}\text{測量作業費} &= (\text{直接測量費}) + (\text{間接測量費}) + (\text{一般管理費等}) \\ &= (\text{直接測量費}) + (\text{諸経費}) \\ &= \{(\text{直接測量費}) - (\text{成果検定費})\} \times \{1 + (\text{諸経费率})\} + (\text{成果検定費})\end{aligned}$$

2 諸経費

測量作業に係る諸経費は、表1-1により直接測量費（成果検定費を除く。）毎に求められた諸経费率を、当該直接測量費（成果検定費を除く。）に乗じて得た額とする。

表1-1 諸経费率標準値

直接測量費 (成果検定費 を除く。)	50万円以下	50万円を超える1億円以下		1億円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする。	(注) 1. の算出式により求められた率 とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		A	b	
率又は変数値	91.2%	371.23	-0.107	51.7%

(注) 1. 算出式

$$z = A \times X^b$$

ただし、z : 諸経费率 (単位 : %)

X : 直接測量費 (単位 : 円) [成果検定費を除く。]

A, b : 変数値

2. 諸経费率の値は、小数点以下2位を四捨五入して小数点以下1位止めとする。

3 測量調査費

測量調査費の積算は、「IV設計業務積算基準」による。
なお、測量調査についての運用は、表1-2による。

表1-2 測量調査についての運用

測量調査	項目	業務名
	防災関連の測量調査	写真による災害状況の調査 リモートセンシングによる災害調査 写真測量による火山噴出量の解析 G I Sによる災害予測の解析（水害、震災、津波等） 地盤沈下地域の解析 地殻変動の調査解析 地図・画像情報による地すべり・崩壊地の解析調査
	環境解析に関する測量調査	沿岸海域の調査解析 大規模構造物の景観シミュレーション 大規模構造物に関する環境シミュレーション リモートセンシングによる環境調査解析 マクロ環境解析（広域・総合）

4 安全費

安全費は、当該測量業務を遂行するために安全対策上必要な経費であり、現場条件により、以下の(1)又は(2)により算出した額とする。なお、安全対策上必要となる経費とは、主に交通誘導員、熊対策ハンター、ハブ対策監視員及びこれに伴う機材等に係わるものという。

(1) 交通誘導員

交通誘導員等に係わる安全費を算出する業務は、主として現道上で連続的に行われ、かつ、安全対策が必要となる場合を対象とし、当該地域の安全費率を用いて次式により算出する。

$$\text{安全費} = [(\text{直接測量費}) - (\text{往復経費}) - (\text{その他の安全対策費})] \times (\text{安全費率})$$

(注) 往復経費とは、宿泊を伴う場合で、積算上の基地から滞在地までの旅行等に要する費用である。

表1-3 安全費率

場所 地域	大市街地	市街地（甲）	市街地（乙） ・都市近郊	その他
主として現道上	4. 0%	3. 5%	3. 0%	2. 5%

(2) 上記(1)により難い場合及び熊対策ハンター、ハブ対策監視員及びこれに伴う機材等に係わる安全費を算出する業務は、現場状況に応じて積上げ積算により算出する。

4 技術管理費

(1) 成果検定費

成果品検定費は、1級～4級基準点測量及び1級～4級水準測量の測量成果の検定を行うための費用であり、次式により算定して得た額とする。

なお、成果品検定費は、諸経費の対象とはしない。

$$\text{成果検定費} = (\text{測量成果検定料}) \times (\text{作業量})$$

5 電子成果品作成費

測量作業費における電子成果品の作成費用は、次の式により算出する。

ただし、これにより難い場合は、別途計上する。

$$\text{電子成果品作成費 (千円)} = 2. 3 X^{0.44}$$

ただし、X : 直接人件費 (千円)

(注) 1. 電子成果品作成費の上下限については、上限：170千円、下限10千円とする。

2. 上式の電子成果品作成費の算出に当たっては、直接人件費を千円単位（小数点以下切り捨て）で代入する。

3. 算出された電子成果品作成費（千円）は、千円未満を切り捨てる（小数点以下切り捨て）ものとする。

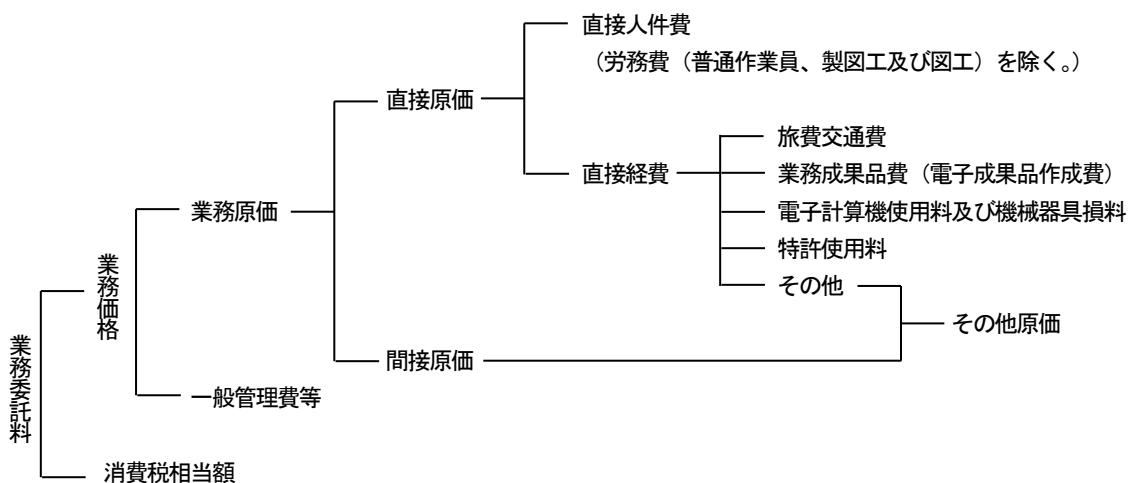
4. X（直接人件費）については、打合せに係る直接人件費を含む。

IV 設計業務積算基準

IV-1 適用範囲

この積算基準は、治山関係事業及び林道関係事業に係る設計業務に適用する。

IV-2 業務委託料の構成



IV-3 業務委託料構成費目の内容

1 直接原価

(1) 直接人件費

直接人件費は、業務に従事する者的人件費とする。

(2) 直接経費（積上計上分）

直接経費は、業務処理に必要な経費とする。

直接経費（積上計上分）は、次に示すものとする。

- ① 旅費交通費
- ② 電子成果品作成費
- ③ 電子計算機使用料及び機械器具損料
- ④ 特許使用料
- ⑤ 労務費（普通作業員、製図工及び図工） 等

(3) 直接経費（積上計上するものを除く。）

直接経費（積上計上分）以外の直接経費とする。

なお、特殊な技術計算、図面作成等の専門業に外注する場合に必要となる経費及び業務実績の登録等に要する費用を含む。

2 間接原価

当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。

※その他原価は直接経費（積上計上するものを除く。）及び間接原価からなる。

3 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。一般管理費等は一般管理費と付加利益に区分し、その内容は次のとおりとする。

(1) 一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

(2) 付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を、継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払い利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。

IV-4 業務委託料の積算

1 建設コンサルタントに委託する場合

(1) 業務委託料の積算方式

業務委託料は、次のように積算する。

$$\begin{aligned} \text{業務委託料} &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= [((\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価})) + (\text{一般管理費})] \\ &\quad \times \{ 1 + (\text{消費税率}) \} \end{aligned}$$

(2) 各構成要素の算定

① 直接人件費

設計業務等に従事する技術者の人件費とする。なお、技術者の内訳は、「森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領（平成29年3月30日付け28林整計第380号）」（以下「積算要領」という。）第4部第3章で定め、その基準日額は別途定める。

② 直接経費

直接経費は、「IV-3 業務委託料構成費目の内容」1(2)の各項目について、必要額を積算するものとし、旅費交通費については、「VIII-1-5 旅費交通費等の積算」の定めにより積算するものとする。

③ 電子成果品作成費

電子成果品の作成費用は、次の計算式により算出するものとする。
ただし、これにより難い場合は、別途計上する。

1 予備設計又は実施設計

$$\text{電子成果品作成費 (千円)} = 6.9 \times \quad 0.45$$

ただし、 x : 直接人件費 (千円)

2 その他の設計業務 (1以外)

$$\text{電子成果品作成費 (千円)} = 5.1 \times \quad 0.38$$

ただし、 x : 直接人件費 (千円)

(注) 1. 上式の電子成果品作成費の算出にあたっては、直接人件費を千円単位（小数点以下切り捨て）で代入する。

2. 算出された電子成果品作成費 (千円) は、千円未満を切り捨てる（小数点以下切り捨て）ものとする。

3. 電子成果品作成費の上下限については、1. の場合、上限：700 千円、下限 20 千円、2. の場合、上限：250 千円、下限 20 千円とする。

④ その他原価

「IV-3 業務委託料構成費目の内容」1 (2) の各項目以外の必要額については、その他原価として計上する。

その他原価は、次式により算定した額の範囲内とする。

$$\text{その他原価} = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は業務原価（直接経費の積上計上分を除く。）に占めるその他原価であり、35%とする。

⑤ 一般管理費等

一般管理費等は、次式により算定した額の範囲内とする。

$$\text{一般管理費等} = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

⑥ 消費税相当額

消費税相当額は、業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

$$\text{消費税相当額} = [(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価})] \times (\text{消費税率})$$

2 個人（建設コンサルタント以外の個人をいう。）に委託する場合（謝礼金による場合を除く。）

「1 建設コンサルタントに委託する場合」と同一の方法により積算するものとする。ただし、その他原価、一般管理費等については算入しないものとする。

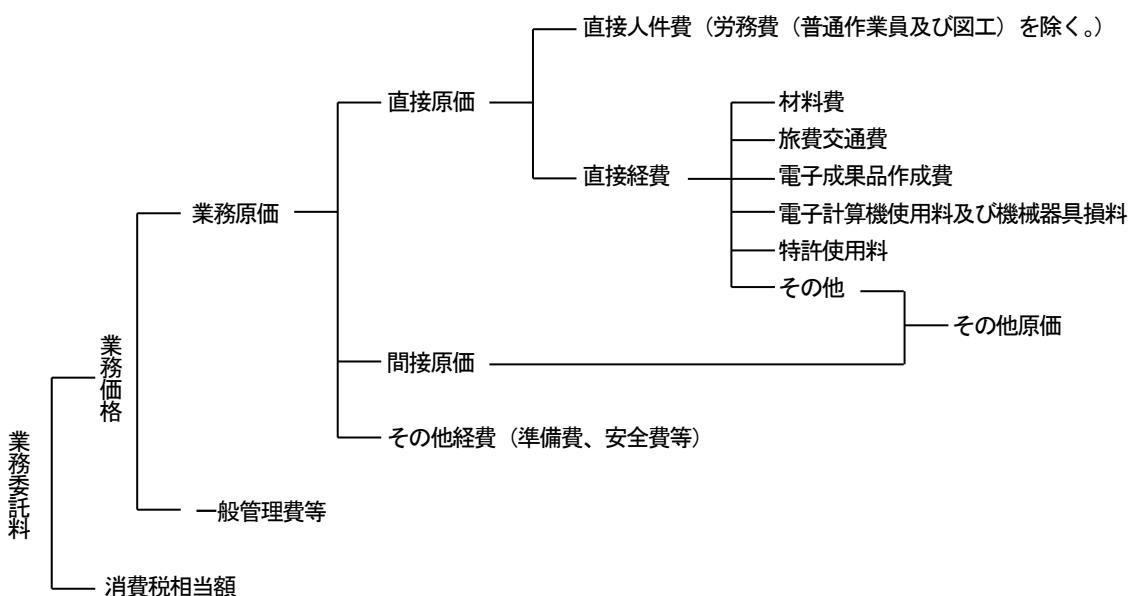
V 計画作成等業務積算基準

V-1 適用範囲

この積算基準は、治山関係事業及び林道関係事業に係る次の業務に適用する。

- (1) 山地治山等調査
- (2) 治山流域別調査
- (3) 路線全体計画調査
- (4) 地区全体計画調査
- (5) 治山施設点検業務

V-2 業務委託料の構成



V-3 業務委託料の積算

業務委託料は、直接原価のうち直接経費、間接原価、一般管理費等及び消費税相当額については、「IV設計業務積算基準」に準じて積算するものとする。

また、業務原価の「その他経費」については、「II地質調査業務積算基準」における間接調査費に相当するものであり、同基準に準じて必要な経費を積上積算するものとする。

別表1 技術者の職種区分

1 地質調査技術者

技術者	職種区分
地質調査技師	高度な技術的判定を含まない単純なボーリング作業の現場における作業を指揮、指導する技術者で、現場責任者、現場代理人等をいう。
主任地質調査員	高度な技術的判定を含まない単純なボーリング作業の現場における機械、計器、試験器等の操作及び観測、測定等を行う技術者をいう。
地質調査員	ボーリング作業の現場におけるボーリング機械の組立、解体、運転、保守等を行う者をいう。

2 測量技術者

技術者	職種区分
測量主任技師	測量士で業務全般に精通するとともに複数の業務を担当する者。また、業務の計画及び実施を担当する技術者で測量技師等を指揮、指導する者。
測量技師	測量士で測量主任技師の包括的指示のもとに業務の計画、実施を担当する者。また、測量技師補又は撮影士等を指揮、指導して測量を実施する者。
測量技師補	上記以外の測量士又は測量士補で測量技師の包括的指示のもとに計画に従い業務の実施を担当する者。また、測量助手を指揮、指導して測量を実施する者。
測量助手	測量技師又は測量技師補の指揮、指導のもとに測量作業における難易度の高い補助業務を担当する者。
測量補助員	測量技師、測量技師補又は測量助手の指揮、指導のもとに測量作業における補助業務を担当する者。
操縦士	測量用写真の撮影等に使用する事業用航空機の操縦免許保有者で操縦を担当する者。
整備士	一等又は二等航空整備士の免許保有者で測量用写真の撮影等に使用する航空機の整備を担当する者。
撮影士	測量士又は測量士補で測量技師の包括的指示のもとに測量用写真の撮影業務及び航空レーザ計測を担当する者。また、撮影助手を指揮、指導して撮影等を実施する者。
撮影助手	撮影士の指揮、指導のもとに測量用写真の撮影等の補助業務を担当する者。
測量船操縦士	水面(海面及び内水面)における、測量用船舶の操船その他の作業を担当する者。

3 設計業務等技術者

技術者	職種区分
主任技術者	先例が少なく、特殊な工法や解析を伴う極めて高度あるいは専門的な業務を指導統括する能力を有する技術者。工学以外に社会、経済、環境等の多方面な分野にも精通し、総合的な判断力により業務を指導、総括する能力を有する技術者。工学や解析手法の新規開発業務を指導、総括する能力を有する技術者。
理事・技師長	複数の非定型業務を総括し、極めて高度で複合的な業務のプロジェクトマネージャーを務める技術者
主任技師	定型業務に精通し部下を指導して複数の業務を担当する。また、非定型業務を指導し最重要部分を担当する者。
技師(A)	一般的な定型業務に精通するとともに高度な定型業務を複数担当する。また、上司の指導のもとに非定型的な業務を担当する者。
技師(B)	一般的な定型業務を複数担当する。また、上司の包括的指示のもとに高度な定型業務を担当する者。
技師(C)	上司の包括的指示のもとに一般的な定型業務を担当する。また、上司の指導のもとに高度な定型業務を担当する者。
技術員	上司の指導のもとに一般的な定型業務の一部を担当する。また、補助員を指導して基礎的資料を作成する者。

なお、職種区分定義で示されている定型業務、非定型業務については下記を参考に判断するものとする。

定型業務

- ・調査項目、調査方法等が指定されており、作業量、所要工期等も明確な業務
- ・参考となる類似業務があり、それらをベースに応用することが可能な比較的簡易な業務
- ・設計条件、各諸元の設定等が比較的容易で、立地条件や社会条件により業務遂行が大きく左右されない業務

非定型業務

- ・調査項目、調査方法等が未定で、コンサルタントとしての経験から最適な業務計画、設計手法等を確立して対応することが求められる業務
- ・比較検討のウエイトが高く、かつ新技術又は高度技術と豊かな経験を要する大規模かつ重要構造物の設計業務
- ・文化性、芸術性が特に重視される業務
- ・先例が少ないか、実験解析、特殊な観測・診断等をする業務
- ・委員会運営や関係機関との調整等をする業務
- ・計画から設計まで一貫した業務

別表2 技術者の資格区分

1 設計業務等

技術者の名称	技術経歴
技師長	<p>1 技術士法(昭和32年法律第124号)第14条に規定する技術士の登録(森林土木部門の登録に限る。)を受けた者</p> <p>2 外注する調査等に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ、その実務経験が通算5箇年以上ある者で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1)学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(同法69条の2に規定する大学(以下「短期大学」という。)を除く。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者(以下「大学卒」という。)であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が23年以上ある者</p> <p>(2)短期大学、学技教育法による高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者(以下「専門学校卒」という。)であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が27年以上ある者</p> <p>(3)学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち林業若しくは土木の知識及び技術を有していると認められる者(以下「高等学校卒」という。)であって、卒業(上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。)後森林土木部門の職務に従事した期間が32年以上ある者</p> <p>(4) (社)日本林業技術協会が行う林業技士の登録(森林土木部門の登録に限る。)を受けた者又はこれと同等の能力を有する技術者であって、森林土木部門の職務に従事した期間が12年以上ある者</p>
主任技師	<p>外注する調査等に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ、その実務経験が通算2箇年以上ある者で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1)大学卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が18年以上ある者</p> <p>(2)専門学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が23年以上ある者</p> <p>(3)高等学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が27年以上ある者</p> <p>(4)林業技士の登録を受けた者又はこれと同等の能力を有する技術者であって、森林土木部門の職務に従事した期間が8年以上ある者</p>
技師A	<p>外注する調査等に関する専門的な知識及び技術を有する者であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1)大学卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が13年以上ある者</p> <p>(2)専門学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が17年以上ある者</p> <p>(3)高等学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が20年以上ある者</p> <p>(4)林業技士の登録を受けた者又はこれと同等の能力を有する技術者であって、森林土木部門の職務に従事した期間が4年以上ある者</p>
技師B	<p>外注する調査等に関する専門的な知識及び技術を有する者であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1)大学卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が8年以上ある者</p> <p>(2)専門学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が13年以上ある者</p> <p>(3)高等学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が18年以上ある者</p> <p>(4)林業技士の登録を受けた者又はこれと同等の能力を有する技術者</p>
技師C	<p>次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1)大学卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が5年以上ある者</p> <p>(2)専門学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が8年以上ある者</p> <p>(3)高等学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が11年以上ある者</p>
技術員	森林土木部門の職務に従事した期間が3年以上ある者又はこれと同程度以上の知識及び技術を有する者

2 測量業務

技術者の名称	技 術 経 歴
測量主任技師	測量法(昭和24年法律第188号)第49条の規定による測量士の登録を受けた後、森林土木部門の測量業務に従事した期間が8年以上ある者
測量技師	測量士の登録を受けた後、森林土木部門の測量に従事した期間が3年以上ある者
測量技師補	測量法第49条の規定による測量士補の登録を受けた後、森林土木部門の測量に従事した期間が3年以上ある者
測量助手	測量に従事した期間が3年以上ある者又はこれと同程度以上の知識及び技術を有する者
測量補助員	測量技師、測量技師補又は測量助手の指揮、指導のもとに測量作業における補助業務を担当する者
測量船操縦士	水面(海面及び内水面)における、測量用船舶の操船その他の作業を担当する者

3 一般調査

技術者の名称	技 術 経 歴
調査技師	<p>地質、土壤、森林土木等(以下「地質等」という。)に関する専門的知識及び技術を有する者であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 大学卒であって、地質等の科目を修め、卒業後地質調査等の職務に従事した期間が8年以上ある者 (2) 専門学校卒であって、地質等の科目を修め、卒業後地質調査等の職務に従事した期間が13年以上ある者 (3) 高等学校卒であって、地質等の科目を修め、卒業後地質調査等の職務に従事した期間が18年以上ある者 (4) その他(1)から(3)までに掲げる者と同等以上の知識及び技術を有する者
主任調査員	<p>地質等に関する専門的知識及び技術を有する者であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 大学卒であって、卒業後地質調査等の職務に従事した期間が5年以上ある者 (2) 専門学校卒であって、卒業後地質調査等の職務に従事した期間が8年以上ある者 (3) 高等学校卒であって、卒業後地質調査等の職務に従事した期間が11年以上ある者 (4) その他(1)から(3)までに掲げる者と同等以上の知識及び技術を有する者
調査員	地質調査等の職務に従事した期間が3年以上ある者又はこれと同程度以上の知識及び技術を有する者

VI 治山事業調査業務等標準歩掛

VI-1 地質調査業務歩掛

治山事業に係る調査等を実施する場合の歩掛は、「森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領（平成29年3月30日付け28林整計第380号）」（以下「標準歩掛」という。）第2部第2章及び第3章によるものとする。

VI-1-1 徒歩区間の距離（時間）による補正

地質調査業務の外業にかかる標準歩掛について、自動車下車地点から調査現場起点までの徒歩区間が、30分を超える場合は次表により補正することができる。

時 間	補正率%
30分を超える1時間未満	+10
1時間以上30分増すごとに+10%の補正をする。	

VI-1-2 打合せ協議

- (1) 地質調査業務における打合せ協議は、「標準歩掛」第2部第2章第1によるものとする。なお、打合せ回数は、業務着手時・中間打合せ・成果物納品時の3回を標準とする。
- (2) 複数の業務を1業務として実施する場合の打合せ協議は、主たる業務の打合せ協議を計上することとする。なお、それ以外の業務については、必要に応じて中間打合せを計上できる。

VI-2 測量業務歩掛

治山事業に係る測量等を実施する場合の歩掛は、「標準歩掛け」第3部第2章によるものとする。

VI-2-1 徒歩区間の距離（時間）による補正

測量業務の外業にかかる標準歩掛けについて、自動車下車地点から測量現場起点までの徒歩区間が、30分を超える場合は次表により補正することができる。

時 間	補正率%
30分を超える1時間未満	+10
1時間以上30分増すごとに+10%の補正をする。	

VI-2-2 踏査選点

踏査選点について、通常の測量業務（平面測量・縦断測量・横断測量の全てを実施）の場合において計上するものとし、横断測量等を単独で実施する場合は計上しない。

VI-2-3 打合せ協議

- (1) 測量業務における打合せ協議は、「標準歩掛け」第3部第2章第1によるものとする。なお、打合せ回数は、業務着手時・中間打合せ・成果物納品時の3回を標準とする。
- (2) 複数の業務を1業務として実施する場合の打合せ協議は、主たる業務の打合せ協議を計上することとする。なお、それ以外の業務については、必要に応じて中間打合せを計上できる。

VI-3 設計業務歩掛け

治山事業に係る設計等を実施する場合の歩掛けは、「標準歩掛け」第4部第3章によるものとする。

VI-3-1 徒歩区間の距離（時間）による補正

設計業務の外業にかかる標準歩掛けについて、自動車下車地点から設計現場起点までの徒歩区間が、30分を超える場合は次表により補正することができる。

時 間	補正率%
30分を超える1時間未満	+10
1時間以上30分増すごとに+10%の補正をする。	

VI-3-2 打合せ協議

- (1) 設計業務における打合せ協議は、「標準歩掛」第4部第3章第1によるものとする。なお、打合せ回数は、業務着手時・中間打合せ・成果物納品時の3回を標準とする。
- (2) 複数の業務を1業務として実施する場合の打合せ協議は、主たる業務の打合せ協議を計上することとする。なお、それ以外の業務については、必要に応じて中間打合せを計上できる。

VI-3-3 溝間工の設計

- (1) 溝間工の設計は、発注者が示す資料等により実施設計を行うこととし、予備設計は原則として実施しない。
- (2) 「標準歩掛」2-2-1治山ダム（透水型・遮水型）実施設計（参考歩掛）にて計上する。
- (3) 1渓流に複数基の治山ダムを設置する場合は、次表により補正を行うこととする。

基数	1	2	n
歩掛に乗ずる係数	1. 00	1. 80	$1. 0 + (n-1) \times 0. 8$

- (注) 1. 複数堰堤の割増しは、施設設計の該当しない工種を控除したのちに上表の係数を乗ずるものとする。
2. 前庭保護工として複数基の副ダムを設ける場合には、別途計上するものとし、本表は適用しない。

VI-3-4 山腹工の設計

- (1) 「標準歩掛」3-3山腹工設計歩掛3設計計算 (2) 安定計算については、通常の場合発注者が指示した標準設計によるため、原則として計上しない。
- (2) 「標準歩掛け」3-3山腹工設計歩掛け6設計説明書作成については、解析等調査業務と設計業務を併せて積算する場合は、計上しない。

VI-4 計画作成等業務歩掛

治山事業に係る計画作成等を実施する場合の歩掛けは、「標準歩掛け」第5部第2章によるものとする。

VI-4-1 徒歩区間の距離（時間）による補正

計画作成等業務の外業にかかる標準歩掛けについて、自動車下車地点から計画作成現場起点までの徒步区間が、30分を超える場合は次表により補正することができる。

時 間	補正率%
30分を超えて1時間未満	+ 10
1時間以上30分増すごとに+10%の補正をする。	

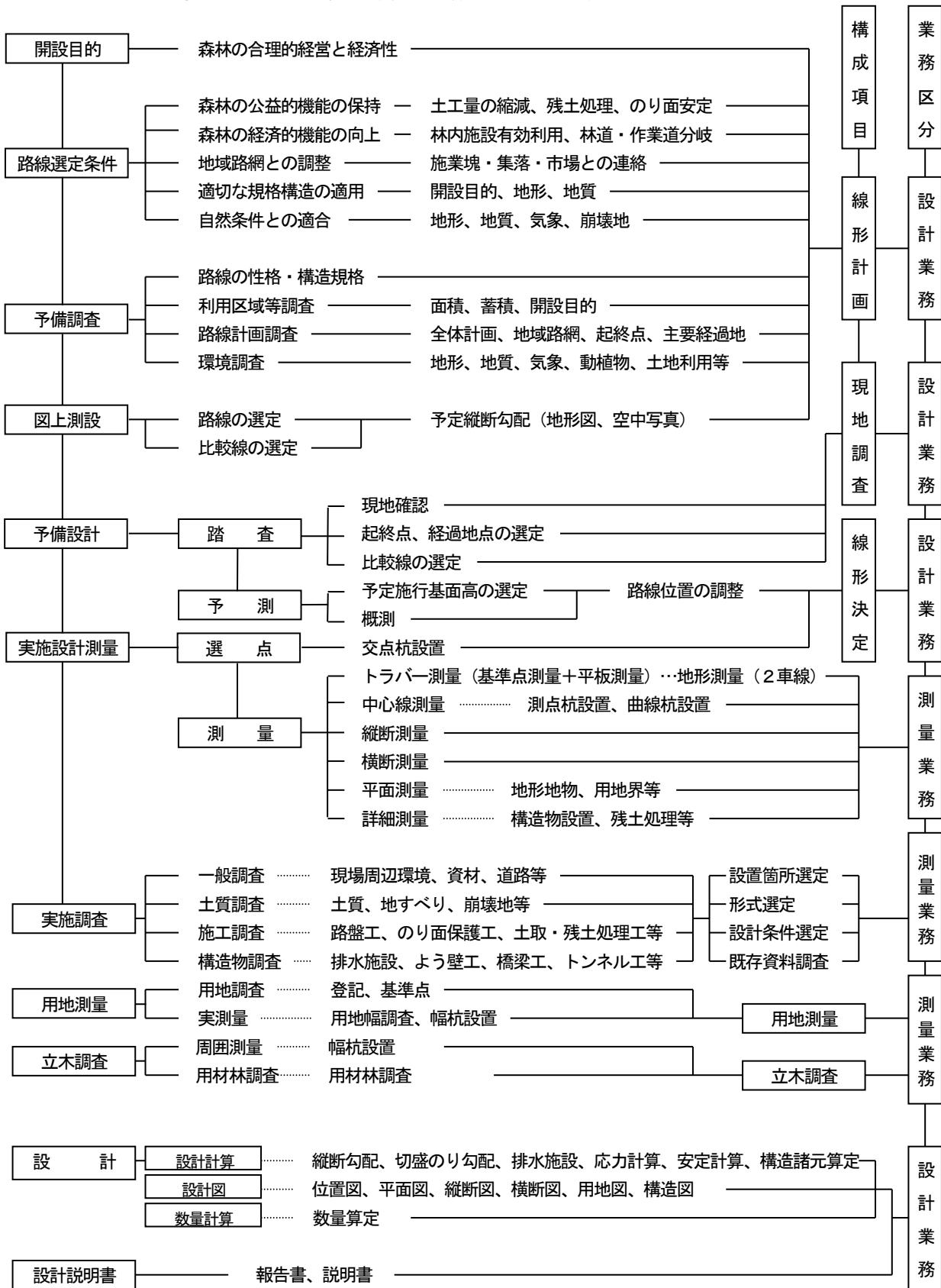
VI-4-2 打合せ協議

計画作成等業務のうち、「標準歩掛け」第5部第2章に係るものは、「VI-1-2 打合せ協議」によるものとする。

VII 林道事業調査業務等標準歩掛

VII-1 林道測量・設計・調査の手順

林道事業における測量・設計・調査の手順は次のとおりである。



VII-2 地質調査業務歩掛

林道事業に係る調査等を実施する場合の歩掛けは、「森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領（平成29年3月30日付け28林整計第380号）」（以下「標準歩掛け」という。）の第2部第2章及び第3章によるものとする。

VII-2-1 徒歩区間の距離（時間）による補正

地質調査業務の外業にかかる標準歩掛けについて、自動車下車地点から調査現場起点までの徒歩区間が、30分を超える場合は次表により補正することができる。

時 間	補正率%
30分を超え 1時間未満	+10
1時間以上 30分増すごとに+10%の補正をする。	

VII-2-2 打合せ協議

- (1) 地質調査業務における打合せ協議は、「標準歩掛け」第2部第2章第1によるものとする。なお、打合せ回数は、業務着手時・中間打合せ・成果物納品時の3回を標準とする。
- (2) 複数の業務を1業務として実施する場合の打合せ協議は、主たる業務の打合せ協議を計上することとする。なお、それ以外の業務については、必要に応じて中間打合せを計上できる。

VII-3 測量業務歩掛け

林道事業に係る測量等を実施する場合の歩掛けは、「標準歩掛け」第3部第2章によるものとする。

VII-3-1 徒歩区間の距離（時間）による補正

測量業務の外業にかかる標準歩掛けについて、自動車下車地点から測量現場起点までの徒歩区間が、30分を超える場合は次表により補正することができる。

時 間	補正率%
30分を超え 1時間未満	+10
1時間以上 30分増すごとに+10%の補正をする。	

VII-3-2 打合せ協議

- (1) 測量業務における打合せ協議は、「標準歩掛け」第3部第2章第1によるものとする。なお、打合せ回数は、業務着手時・中間打合せ・成果物納品時の3回を標準とする。
- (2) 複数の業務を1業務として実施する場合の打合せ協議は、主たる業務の打合せ協議を計上することとする。なお、それ以外の業務については、必要に応じて中間打合せを計上できる。

VII-3-3 一車線林道用地測量

(1) 歩掛は、「標準歩掛」4-10-6一車線林道用地測量の定めによるものほか、次のとおりとする。

一車線林道用地測量		(1km当たり)				
区分 作業内容	地区区分 位	直接人件費				合計
		技師	技師補	助手	計	
土地登記簿・ 戸籍簿等調査	A 人	2. 40	2. 40	4. 80		4. 80
	B 人	1. 68	1. 68	3. 36		3. 36
	C 人	1. 14	1. 14	2. 28		2. 28
	D 人	0. 66	0. 66	1. 32		1. 32
地図転写	A 人	0. 80	0. 80	1. 60		1. 60
	B 人	0. 56	0. 56	1. 12		1. 12
	C 人	0. 38	0. 38	0. 76		0. 76
	D 人	0. 22	0. 22	0. 44		0. 44
境界確認	A 人	1. 80	1. 80		3. 60	1. 40
	B 人	1. 26	1. 26		2. 52	0. 98
	C 人	1. 26	1. 26		2. 52	1. 07
	D 人	1. 22	1. 22		2. 44	1. 11
境界点測量	A 人	4. 26	4. 26	4. 26	12. 78	10. 01
	B 人	2. 98	2. 98	2. 98	8. 94	7. 00
	C 人	2. 88	2. 88	2. 88	8. 64	7. 63
	D 人	2. 72	2. 72	2. 72	8. 16	7. 91
立木調査	A 人	0. 56	0. 21	0. 77	1. 05	1. 82
	B 人	0. 56	0. 21	0. 77	1. 05	1. 82
	C 人	5. 60	2. 10	7. 70	10. 50	18. 20
	D 人	6. 72	2. 52	9. 24	12. 60	21. 84
製図及び 面積計算	共通 人	4. 03	5. 25	5. 43	14. 71	
土地物件調査書 作成	A 人	(0. 80)	(0. 80)	(1. 60)		(1. 60)
	B 人	0. 86	0. 86	1. 72		1. 72
	C 人	(0. 56)	(0. 56)	(1. 12)		(1. 12)
	D 人	0. 62	0. 62	1. 24		1. 24
	A 人	(0. 38)	(0. 38)	(0. 76)		(0. 76)
	B 人	1. 02	1. 02	2. 04		2. 04
	C 人	(0. 22)	(0. 22)	(0. 44)		(0. 44)
	D 人	0. 86	0. 86	1. 72		1. 72

備考1 外業日数は次の表による。

外業日数

地区区分	状態	外業日数	摘要
A	郊外、村落地	10日(9日)	()は、立木調査の必要がない場合
B	主として平坦な農耕地	7日(7日)	
C	丘陵地、緩傾斜な森林、山地(標準的な民有林)	12日(7日)	
D	見通し困難な森林、山地、急傾斜地域(県有林)	12日(7日)	

2 立木調査欄は、必要のない場合は計上しない。

3 土地物件調査書作成欄の()は、立木調査の必要のない場合とする。

(2) 材料費及び機械径賃については、次表の種目について計上する。

(ア) 材料費

作業内容	直接人件費	備 考
地図転写 境界確認 立木調査 製図及び面積計算 土地物件調査書	5. 0% 以内	

(イ) 機械径賃

作業内容	直接人件費	備 考
境界点測量 製図及び面積計算 土地物件調査書	1. 5% 以内	

VII-3-4 一車線林道保安林調査

(1) 歩掛は次のとおりとする。

作業内容等	単位	原 本 作 成						製本(1部)作成				(1km当たり)	
		直 接 人 件 費					労務費 合計	直 接 人 件 費			労務費 合計		
		主任 技師	技師	技師 補	助手	計		技師 補	助手	計			
状況写真・整理	人			0.07	0.14	0.21	0.35	0.56		0.07	0.07	0.35 0.42	
計画準備、資料収集	人												
計画書等作成 事業計画書 工事工程表 工事設計書 土量計画書 代替施設 設計計画書 代替施設 工程表 流量計算書	人 人 人 人 人 人 人 人												
申請書作成 申請理由書	人												
図面作成													
位置図	人			0.07	0.07	0.14	0.14	0.28			0.07	0.07	
保安林解除 調査地区図	人			0.35	0.35	0.70	0.35	1.05		0.07	0.07	0.14 0.21	
事業計画図	人		0.07	0.35	0.35	0.77	0.70	1.47			0.35	0.35	
全体計画図	人										0.14	0.14	
実施設計図 (縦断面図)	人										0.07	0.07	
実施設計図 (横断面図)	人										0.14	0.14	
実施設計図 (定規図)	人										0.07	0.07	
実施設計図 (構造図)	人										0.14	0.14	
保安林解除 図	人				0.21	0.21	0.28	0.49			0.21	0.21	
集水区域図	人				0.07	0.07	0.14	0.21			0.07	0.07	
残土処理場 (平面図)	人										0.14	0.14	
残土処理場 (縦断面図)	人										0.07	0.07	
残土処理場 (横断面図)	人										0.07	0.07	
残土処理場 (施設構造図)	人												
求積図及び 面積計算書	人			0.35	0.35	0.70	0.70	1.40		0.07	0.07	0.14 0.21	
製本・ 取りまとめ	人			0.07	0.14	0.21	0.14	0.35		0.07	0.07	0.14 0.21	
照査	人	0.07				0.07		0.07					

備考 積算に当たっては、必要書類等を勘案し、選択の上積算するものとする。

VII-3-5 林道改良測量

(1) 計画・準備

(1業務当たり)

区分 名称	単位	直 接 人 件 費					合計
		主任技師	技 師	技師補	助 手	測量補助員	
測量計画・準備	人		1. 00	1. 00	0. 50		2. 50

備考 物品、資料の収集、使用材料等の整備、機器の準備等

(2) 改良中心線測量

(1 km当たり)

区分 名称	単位	直 接 人 件 費					合計
		主任技師	技 師	技師補	助 手	測量補助員	
測定(外業)	人		1. 00	1. 50	2. 50	4. 00	9. 00
図面作成(内業)			0. 20	0. 20			0. 40
計			1. 20	1. 70	2. 50	4. 00	9. 40

備考 杭打ち・観測含む

◎編成人員

区分	主任技師	技 師	技師補	助 手	計	測量補助員	合計
測定(外業)		1	1	2	4	3	7
図面作成(内業)		1	1		2		2

(3) 改良中心線測量補正係数

改良中心線測量において、測量延長が500m以下となる場合は、外業にかかる歩掛を次表の補正係数を用いて補正することができる。

測量延長	補正係数	備考
200mまで	1. 10	
201mから 500mまで	1. 05	
501m以上	1. 00	

(4) 縦断測量

(1 km当たり)

区分 名称	単位	直 接 人 件 費					合計
		主任技師	技 師	技師補	助 手	測量補助員	
測定(外業)	人			1. 30	2. 60	2. 60	6. 50
図面作成(内業)			0. 26	0. 26	0. 51		1. 03
計			0. 26	1. 56	3. 11	2. 60	7. 53

◎編成人員

区分	主任技師	技 師	技師補	助 手	計	測量補助員	合計
測定(外業)			1	2	3	2	5
図面作成(内業)		1	1	1	3		3

(5) 縦断測量補正係数

縦断測量において、測量延長が500m以下となる場合は、外業にかかる歩掛を次表の補正係数を用い補正することができる。

測量延長	補正係数	備考
100mまで	0.60	
101mから 200mまで	0.70	
201mから 500mまで	0.90	
501m以上	1.00	

(6) 改良横断測量

(1km当たり)

区分 名称	単位	直 接 人 件 費					合計
		主任技師	技 師	技師補	助 手	測量補助員	
測定(外業)	人			2.00	2.00	6.00	10.00
図面作成(内業)			0.50	1.00	1.00		2.50
計			0.50	3.00	3.00	6.00	12.50

備考 測量幅40mを標準とする

◎編成人員

区分	主任技師	技師	技師補	助手	計	測量補助員	合計
測定(外業)			1	1	2	3	5
図面作成(内業)		1	1	1	3		3

(7) 法面測量

(10,000m³当たり)

区分 名称	単位	直 接 人 件 費					合計
		主任技師	技 師	技師補	助 手	測量補助員	
測定(外業)	人			1.75	1.75	2.10	5.60
図面作成(内業)			0.70	1.00	1.00		2.70
計			0.70	2.75	2.75	2.10	8.30

備考 改良工事等で法面保護工(概ね500m³以上)を実施する場合の測量に適用すること

◎編成人員

区分	主任技師	技師	技師補	助手	計	測量補助員	合計
測定(外業)			2	2	4	3	7
図面作成(内業)		1	1	1	3		3

(8) 土質区分調査

(1 km当たり)

区分 名称	単位	直 接 人 件 費					合計
		主任技師	技 師	技師補	助 手	測量補助員	
測定(外業)	人		1. 00			1. 00	2. 00
計			1. 00			1. 00	2. 00

備考 ポーリング、サウンディング及び土質試験等を必要とする場合は、別途計上すること

(9) 伐開

(1 km当たり)

区 分	名 称	単位	
直接人件費	草刈機	日	2. 20
	測量補助員	人	2. 20
	技師補	人	0. 70

備考 伐開は必要に応じ計上する

伐開延長は、現地の状況に応じ計上する

作業は、鉈等によるものとし、草刈機は必要に応じ計上する

(10) 材料費及び機械経費については、次表の種目について計上する。

作業内容	材料費	機械経費
	直接人件費	直接人件費
改良中心線測量 縦断測量 改良横断測量 法面測量 土質区分調査	5. 0% 以内	1. 5% 以内

VII-3-6 林道舗装測量

(1) 計画・準備

(1業務当たり)

区分 名称	単位	直 接 人 件 費					合計
		主任技師	技 師	技師補	助 手	測量補助員	
測量計画・準備	人		1. 00	1. 00	0. 50		2. 50

備考 物品、資料の収集、使用材料等の整備、機器の準備等

(2) 舗装中心線測量

(1 km当たり)

区分 名称	単位	直 接 人 件 費					合計
		主任技師	技 師	技師補	助 手	測量補助員	
測定(外業)	人	1. 00	1. 50	2. 50	4. 00	9. 00	
図面作成(内業)		0. 20	0. 20			0. 40	
計		1. 20	1. 70	2. 50	4. 00	9. 40	

備考 杭打ち・観測含む

◎編成人員

区分	主任技師	技師	技師補	助手	計	測量補助員	合計
測定(外業)		1	1	2	4	3	7
図面作成(内業)		1	1		2		2

(3) 舗装中心線測量補正係数

舗装中心線測量において、測量延長が500m以下となる場合は、外業にかかる歩掛を次表の補正係数を用いて補正することができる。

測量延長	補正係数	備考
500mまで	1. 10	
501m以上	1. 00	

(4) 縦断測量

(1 km当たり)

区分 名称	単位	直 接 人 件 費					合計
		主任技師	技 師	技師補	助 手	測量補助員	
測定(外業)	人			1. 30	2. 60	2. 60	6. 50
図面作成(内業)			0. 26	0. 26	0. 51		1. 03
計			0. 26	1. 56	3. 11	2. 60	7. 53

備考 杭打ち・観測含む

◎編成人員

区分	主任技師	技師	技師補	助手	計	測量補助員	合計
測定(外業)			1	2	3	2	5
図面作成(内業)		1	1	1	3		3

(5) 縦断測量補正係数

縦断測量において、測量延長が500m以下となる場合は、外業にかかる歩掛を次表の補正係数を用い補正することができる。

測量延長	補正係数	備考
100mまで	0. 60	
101mから 200mまで	0. 70	
201mから 500mまで	0. 90	
501m以上	1. 00	

(6) 補装横断測量

(1km当たり)

区分 名称	単位	直 接 人 件 費					合計
		主任技師	技 師	技師補	助 手	測量補助員	
測定（外業）	人			1. 00	1. 00	3. 00	5. 00
図面作成（内業）			0. 50	1. 00	1. 00		2. 50
計			0. 50	2. 00	2. 00	3. 00	7. 50

備考 測量幅10mを標準とする

◎編成人員

区分	主任技師	技師	技師補	助手	計	測量補助員	合計
測定（外業）			1	1	2	3	5
図面作成（内業）		1	1	1	3		3

(7) 構造物調査

(1km当たり)

区分 名称	単位	直 接 人 件 費					合計
		主任技師	技 師	技師補	助 手	測量補助員	
構造物調査（外業）	人		1. 00	1. 00	0. 30	1. 00	3. 30
図面作成（内業）				0. 30	0. 10		0. 40
計			1. 00	1. 30	0. 40	1. 00	3. 70

備考 補装測量での適用とする

◎編成人員

区分	主任技師	技師	技師補	助手	計	測量補助員	合計
測定（外業）		1	1	1	3	1	4
図面作成（内業）			1	1	2		2

(8) 土質区分調査

(1 km当たり)

区分 名称	単位	直 接 人 件 費					合計
		主任技師	技 師	技師補	助 手	測量補助員	
測定(外業)	人		1. 00			1. 00	2. 00
計			1. 00			1. 00	2. 00

備考 ポーリング、サウンディング及び土質試験等を必要とする場合は、別途計上すること

(9) 伐開

(1 km当たり)

区 分	名 称	単位	
直接人件費	草刈機	日	2. 20
	測量補助員	人	2. 20
	技師補	人	0. 70

備考 伐開は必要に応じ計上する

伐開延長は、現地の状況に応じ計上する

作業は、鉈等によるものとし、草刈機は必要に応じ計上する

(10) 材料費及び機械経費については、次表の種目について計上する。

作業内容	材料費	機械経費
	直接人件費	直接人件費
舗装中心線測量 縦断測量 舗装横断測量 構造物調査 土質区分調査	5. 0% 以内	1. 5% 以内

VII-4 設計業務歩掛

林道事業に係る設計等を実施する場合の歩掛けは、「標準歩掛け」第4部第3章によるものとする。

VII-4-1 徒歩区間の距離（時間）による補正

設計業務の外業にかかる標準歩掛けについて、自動車下車地点から設計現場起点までの徒歩区間が、30分を超える場合は次表により補正することができる。

時 間	補正率%
30分を超え 1時間未満	+ 10
1時間以上30分増すごとに+10%の補正をする。	

VII-4-2 打合せ協議

- (1) 設計業務における打合せ協議は、「標準歩掛け」第4部第3章第1によるものとする。なお、打合せ回数は、業務着手時・中間打合せ・成果物納品時の3回を標準とする。
- (2) 複数の業務を1業務として実施する場合の打合せ協議は、主たる業務の打合せ協議を計上することとする。なお、それ以外の業務については、必要に応じて中間打合せを計上できる。

VII-4-3 林道開設の設計

林道開設の設計は、発注者が示す資料等により行うこととし、予備設計は原則として実施しない。なお、歩掛けは、「標準歩掛け」第4部第3章第5林道設計5-3一車線林道設計を標準とする。

VII-4-4 林道改良・舗装等設計

林道改良及び舗装に係る歩掛けは次のとおりとする。

(1) 線形計画・線形決定

(1 km当たり)

区分 名称	単位	直接人件費							労務費 普通作業員	合計
		技師長	主任技師	主査技師	技師	技師補	技術員	計		
線形計画	人	0. 58	0. 38	0. 46	0. 66	0. 58		2. 66		2. 66
線形決定	"		0. 38	0. 46	0. 76	0. 68	0. 68	2. 96	2. 40	5. 36
計		0. 58	0. 76	0. 92	1. 42	1. 26	0. 68	5. 62	2. 40	8. 02

(2) 詳細設計

(1 km当たり)

区分 名称	単位	直接人件費							労務費 製図工	合計
		技師長	主任技師	主査技師	技師	技師補	技術員	計		
平面・縦断設計	人		0. 32	0. 74	1. 24	1. 12	1. 12	4. 54	1. 00	5. 54
横断設計	"			0. 44	0. 74	1. 62	1. 12	3. 92	1. 50	5. 42
構造物設計	"			0. 44	0. 74	1. 62	1. 12	3. 92	1. 50	5. 42
土工数量計算	"			0. 40	0. 70	1. 10	1. 10	3. 30		3. 30
構造物数量計算	"			0. 40	0. 70	1. 10	1. 10	3. 30		3. 30
照査	"	0. 51	0. 92	1. 32				2. 75		2. 75
計		0. 83	3. 34	5. 44	6. 56	5. 56	21. 73	4. 00	25. 73	

備考 照査業務は、必ず計上すること。

VII-5 計画作成等業務歩掛

林道事業に係る計画作成等を実施する場合の歩掛は、「標準歩掛」第5部第3章によるものとする。

VII-5-1 徒歩区間の距離（時間）による補正

計画作成等業務の外業にかかる標準歩掛について、自動車下車地点から計画作成現場起点までの徒歩区間が、30分を超える場合は次表により補正することができる。

時 間	補正率%
30分を超え 1時間未満	+ 10
1時間以上30分増すごとに+10%の補正をする。	

VII-5-2 打合せ協議

計画作成等業務のうち、「標準歩掛」第5部第3章に係るものは、「VII-3-2 打合せ協議」によるものとする。

VIII 積算基準運用に当たっての留意事項

VIII-1 共通編

VIII-1-1 標準歩掛の適用

「森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領（平成29年3月30日付け28林整計第380号）」（以下「標準歩掛」という。）は、標準的な歩掛を示したものであって、目的とする調査等の内容が「標準歩掛」にそぐわないもの又は「標準歩掛」に計上されていないものについては、他の類似の歩掛、市場価格等を勘案し、適正な歩掛を用いて積算することができる。

VIII-1-2 調査業務における市場単価の設定

調査業務における市場単価の単価設定については、改定時に指定された月（春・夏・秋・冬号）の物価資料（土木コスト情報・土木施工単価）によるものとする。なお、単価の決定は、掲載されている実勢価格を平均し、単価有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁数とする。ただし、大きい方の有効桁が3桁未満のときは、決定額の有効桁は3桁とする。また、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。これらの場合において、1円未満は切り捨てるものとする。

VIII-1-3 測量業務の積算

直接測量費の積算にあたっては、「標準歩掛」第3部第1章1-3-2に留意し積算を行うこととする。

VIII-1-4 立木調査業務

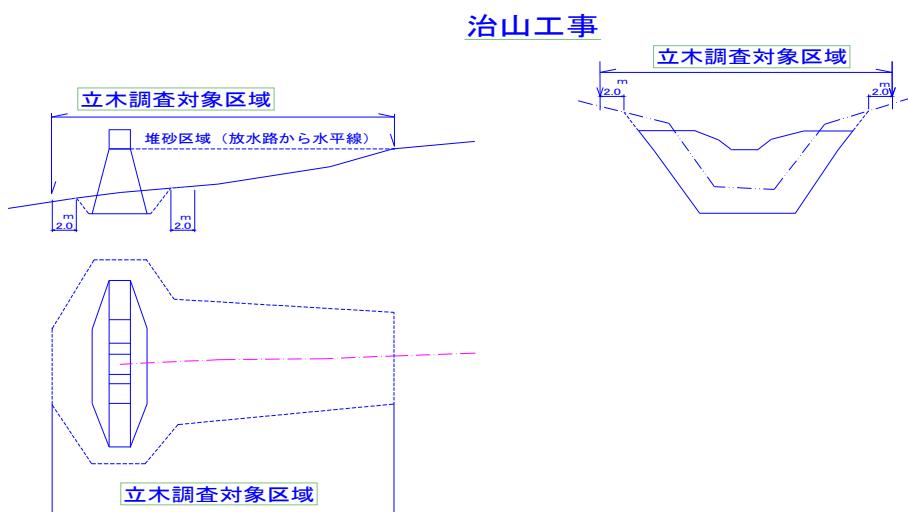
立木調査は、周囲測量と用材林等調査を行うこととする。

(1) 立木調査の対象区域

①治山事業を施行する区域（付帯工事を施工する区域、堆砂区域及び危険木処理区域を含む）

- ・ 工作物を計画する場合は、工作物の掘削線と地山線が交わる点から2.0mを加えた点の当該工作物を含む範囲内。
- ・ 堆砂敷においては、ダム工の放水路から上流に向かって水平線と現渓床が交わる地点の範囲内。
- ・ 流木となり、下流域の保全対象に被害を及ぼす恐れのある危険木の処理範囲内。

【対象区域】

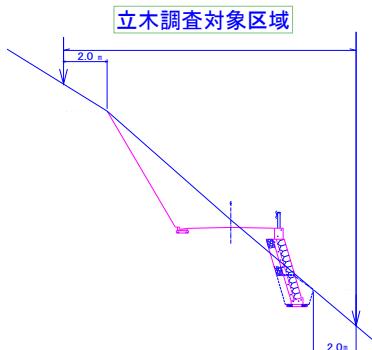


②林道事業を施行する区域（付帯工事を施工する区域を含む）

- ・ 林道開設事業においては、掘削（盛土）線と地山線が交わる点から2.0mを加えた点の当該工作物を含む範囲内。
- ・ 林道改良、舗装事業等については、現地条件により範囲を設定すること。

【対象区域】

林道工事



(2) 立木調査の内容

項目	民有林	県有林
測定樹種	人工林：すぎ、ひのき、まつ 天然林：針葉樹、広葉樹	針葉樹：全樹種 広葉樹：クリ、セン、シオジ、カンバ、ブナ、ハンノキ、カツラ、ミズメ、ミズキ、ウダイカンバ、キハダ、木オノキ、ケヤキ、その他の樹種については、ナラ類（ナラ、ミネバリ、サクラ、オニグルミ、ヤチダモ、カシ、エンジュ、アサダ、クワ）トチ類（その他広葉樹）とする。
樹高	測定不要	地面から梢の先端まで目測する。調査の際には、最初に何本か測高器等で測定し、確認する。
測定する対象木	胸高直径6cm以上 2cm単位で測定	胸高直径6cm以上 2cm単位で測定 腐れ・曲がりなどの欠点を調査様式備考欄に記入する。 <欠点の記入方法> (1) 曲がり：備考欄に「○m 曲がり」（調査では1m程度の曲がりは無視して良い。） (2) 二又：備考欄に「○m から上二又」 (3) 腐れ：腐朽又は空洞%欄に記入、備考欄に「腐れ」 (4) 先折れ：樹高は梢までを予測し、折れてなくなってる分を腐朽又は空洞%欄に記入。備考欄に「先折れ」 (5) 枝（節）多い：特にひどいものについてのみ備考欄に記入
調査標識	ナンバーテープ	ナンバーテープ
調査する最低区分	地番毎	小班毎 (林道開設事業においては、小班毎かつ測点30m毎)

※ 県有林内の立木調査については平成27年8月31日付け県有第395号「『県有林内における公共事業実行用地等の支障木取扱い運用マニュアル』の制定について（通知）」に基づく。

(参考) 立木調査結果とりまとめ表

調査日 年 月 日

〇〇林班〇〇小班

テープ色	番号	樹種	直径			高さ	備考
			大	小	平均		

備考記入例：反り・二叉・大曲・曲・根曲・ウロ・キズ・クサレ・先折れ・曲がりチップ・カイメンタケ・カタワタケ・立ち枯れ・スギ赤枯等

(3) 適用する歩掛

① 用材林調査

- 治山事業・林道改良事業等

「標準歩掛」第5部第2章5-1-4 (3) 立木調査

- 林道開設事業

VII-3-3 一車線林道用地測量 立木調査

② 周囲測量

「標準歩掛け」第3部第2章7-3-3 3簡易山腹平面測量

VIII-1-5 旅費交通費等の積算

旅費交通費等の積算は、「調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費積算要領（平成29年3月30日付け28林整計第385号）」（以下「積算要領」という。）によるものとするが、その適用については、次のとおりとする。

(1) 現地作業に係る旅費交通費は、通勤によるものとし、連絡車（ライトバン）経費を計上する。

ア 地質調査業務

現地作業日数を、日当作業量により算出し、その日数を計上する。

イ 測量業務

「標準歩掛け」及び「治山林道事業調査等業務委託積算基準歩掛け」については、機械経費に連絡者（ライトバン）経費が含まれるため、別途計上しない。なお、「標準歩掛け」によらない現地作業については、別途計上する。

ウ 設計業務及び計画作成等業務

現地踏査等の現地作業がある場合について計上する。なお、現地踏査等に係る連絡車（ライトバン）経費は1日とする。

(2) 打合せ協議に係る旅費交通費は、通勤によるものとし、連絡車（ライトバン）経費を計上する。なお、打合せ1回につき1日を計上することとし、打合せ回数3回（業務着手時・中間打合せ・成果納品時）の場合であれば、3日となる。

(3) 連絡車（ライトバン）運転費単価表

(1日当たり)

名 称	規 格	単位	員数	単価	金額	摘要
ガソリン		㍑	5.2			2.6 ㍑／h × 2 h =
損 料	ライトバン 1, 500cc	h	2			運転時間当たり損損料 × 2h

注) 運転時間は、現地まで1往復、2時間を計上する。なお、運転労務費は計上しない。

VII-1-6 積算資料（単価一覧表）と標準歩掛の職種について

積算資料（単価一覧表）と標準歩掛の対照は次のとおりとする。

1. 設計等業務

積算資料	標準歩掛
技術士・技師長	技師長
主任技師	主任技師
主査技師	技師A
技 師	技師B
技師補	技師C
技術員	技術員

2. 一般測量に係る業務

積算資料	標準歩掛
測量主査技師	測量主任技師
測量技師	測量技師
測量技術員	測量技師補
測量助手	測量助手
測量補助員	測量補助員
測量船操縦士	測量船操縦士

3. 一般調査に係る業務

積算資料	標準歩掛
調査技師	調査技師
主任調査員	主任調査員
調査員	調査員

4. その他

積算資料	標準歩掛
製図工	図 工

VIII-2 治山編

VIII-2-1 測量業務

- (1) 溪間工測量業務で当該箇所の設計業務を別途実施する場合、構造物計画地の横断測量については設計業務で計上することとする。
- (2) 測量業務の中で用地測量を計上する場合は、「標準歩掛」第3部第2章第5用地測量による。

VIII-2-2 保安林指定調査・測量業務

用地測量等を必要としない保安林指定箇所の保安林指定調書作成業務を委託する場合は次のとおりとする。

- (1) 保安林指定調書一件につき、図面作成・面積計算・資料作成を計上すること。
- (2) 図面作成・面積計算・資料作成等に用いる単価については、森林環境部積算資料（基礎単価一覧表）による。
- (3) 打合せ協議は、1業務当たり3回を標準とし、歩掛については、「VI-2-3 打合せ協議」による。
- (4) 諸経費については、「III 測量業務費積算基準」による。

VIII-2-3 溪間工測量・設計業務

- (1) 溪間工設計業務を実施する場合、必要に応じて構造物計画地の横断測量を計上することができる。なお、横断測量における諸経費については、測量業務の諸経費で計上すること。
- (2) 溪間工設計業務において構造物計画地の横断測量を計上する場合は、ダムの袖部の地山状況、構造物規模を決定する根入れを確認するため、計画地に構造物の垂直方向に溪間工構造物位置簡易横断測量 6横断を標準として測量し、土質区分を行うとともに、平均断面法により土量を算定することとする。

参考 溪間工横断測量歩掛 (1 km 当たり)

名 称	数 量	单 位
測量技師（外業）	0. 35	人
測量技師（内業）	0. 21	人
測量技術員（外業）測量技師補相当	2. 03	人
測量技術員（内業）測量技師補相当	0. 98	人
測量助手（外業）	2. 03	人
測量助手（内業）	0. 98	人
測量補助員	6. 09	人
機械経費	1. 5	%
材料費	5. 0	%

※6横断の延長合計100mを標準とする。

VIII-3 林道編

VIII-3-1 測量業務（改良・舗装測量を除く）

- (1) 測量業務の内、発注者（設計者）が行う作業内容等については、計上しない。
 (2) 「地物・地形」等による補正（開設工事等）

地形区分	地形指数（I）	補 正	備 考
A	0～19	-20	
B	20～39	-10	
C	40～64	0	
D	65～90	+10	
E	90～	+20	

この標準歩掛は、森林・丘陵地における標準的な測量業務にかかる歩掛であり、これらと異なる場合には、下記の方法により、歩掛を補正するものとする。

（補正率は最大±20%）

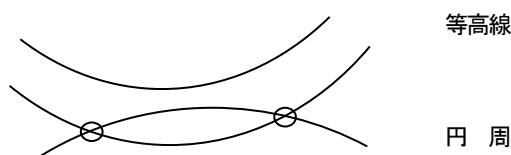
- 1) 地形指数（I）により補正係数（K）を決定する。

$$a. \text{ 地形指数 (I)} = \frac{3 I_i + I_r}{4} \quad (\text{小数点第1位4捨5入整数止})$$

$$b. I_i = \frac{1}{3} (N_1 + N_2)$$

半径500mおよび250m（半径500mと同心円）の円周が地形図と交わる交点の数をN1、N2とする。

なお、下図のような場合（等高線間隔の1/3以内の入り込み）は交点を1として数える。



$$c. I_r = R (0.2 + 0.002V)$$

R（起伏量）：半径500mの円区域内の標高の最高地点と最低地点の差。

V（谷密度）：1平方キロメートル当たりの谷（谷頭）の数（微小のものも含める）。

なお、半径500mの円区域内の谷の数を0.785で除した値でもよい。

d. 500mの全円がとり難い場合、あるいは平野部に接した山地等で全円内に平野部を含めることが適当でない等の場合は、半円を描いてその値を2倍してもよい。ただし、起伏量は半円内のものをそのまま採用する。

e. 改築事業については、地形区分（A）を使用する。

f. 地形指数及び補正係数の算定方式・図面等は、必ず設計書に添付すること。

(3) 全体計画調査資料等のある場合の積算項目の調整

測量の歩掛は調整しないで、設計歩掛を調整する。

(4) 測量延長による補正

測量延長の標準は、1km程度とし、測量延長が500m以下の場合は、測量業務の外業にかかる歩掛を次表により補正することができる。

測量延長	補 正	備 考
501m以上	0	
500~250m	+ 5	
249m以下	+ 10	

※2km以上又は特殊なケースの測量等がある場合は、本庁と協議する。

(5) 残土処理場、その他構造物設置等の為に必要な測量の追加

残土処理場が測量延長内にある場合は、測量の追加はしない。なお測量延長内であって、大規模な処理場の場合は本庁と協議の上、測量の追加をする。

残土処理場が測量延長外で、測量の追加が必要な場合又はその他構造物設置等の為に測量が必要な場合は、必要な測量業務項目を選定し追加することができる。

(6) 路線測量と用地測量、保安林調査を同時に発注する場合は、合併した合計に対する諸経費率を適用する。

VIII-3-2 用地測量業務

- (1) 測量業務の内、発注者（設計者）が行う作業内容等については、計上しない。
- (2) 路線測量と用地測量、保安林調査を同時に発注する場合は、合併した合計に対する諸経費率を適用する。

VIII-3-3 保安林調査業務

- (1) 調査業務の内、発注者（設計者）が行う作業内容については、計上しない。
路線測量及び、用地測量等で既に行われている作業についても、計上しない。
- (2) 路線測量と用地測量、保安林調査を同時に発注する場合は、合併した合計に対する諸経費率を適用する。
- (3) 申請に係わる図書の作成部数は、関係機関と打合せのうえ適宜定めるものとする。
- (4) 旅費・交通費については、計上しない。
- (5) 求積図及び面積計算書は、用地測量がある場合は計上しない。
- (6) 国立公園申請及び砂防指定地申請についても保安林調査業務歩掛を準用する。

VIII-3-4 改良・舗装測量業務

- (1) 計画・準備
業務の大小に関わらず計上すること。
- (2) 改良中心線測量・舗装中心線測量・縦断測量
業務の大小に関わらず計上すること。
中心線測定機器は、トータルステーション3級程度である。
縦断測定機器は、レベル3級程度である。
- (3) 法面測量
法面保護工を概ね500m以上実施する場合に適用することとするが、この場合の法面保護工とは、切土法面の保護工である。
横断測量と2重計上して差し支えない。
- (4) 構造物調査
構造物調査は舗装事業のみ計上することとしているが、現地の状況に応じ計上すること。

(5) 伐開

必要に応じ計上することとしているが、法面測量の周囲測量のための伐開を想定している。

VIII-3-5 設計業務（改良・舗装設計を除く）

- (1) 設計業務の内、発注者（設計者）が行う作業内容等については、計上しない。
- (2) 計画等の難易による補正及び、地形による補正
通常の設計業務には、計上しない。
- (3) 全体計画調査資料等がある場合の補正
全体計画調査で現地測設が行われている路線については、「線形計画・現地調査・線形決定」の歩掛を20%減ずる。
- (4) 協議等は、線形計画・現地調査・線形決定の歩掛とは別に、1業務当たりとして積算すること。
- (5) 改築（A、C）事業等については、「線形計画・現地調査・線形決定」の歩掛を50%減ずる。
- (6) 測量業務と設計業務を一括発注する場合の取扱い
測量業務費と設計業務費を個別に積算して合算するものとする。
- (7) 計画区間に「橋梁、トンネル等の区間」を含む路線
標準設計を用いない橋梁区間、トンネル区間等がある路線の「線形計画、現地調査、線形決定」については、その区間を含めた全延長を、他の項目（測量業務を含む）については、その区間（橋梁、トンネル区間等）を除いた延長により積算する。
なお、橋梁、トンネル区間等は、別途必要な測量業務費、設計業務費を積算する。
また、その他特殊な物については、本庁と協議をする。

VIII-3-6 改良・舗装設計業務

- (1) 線形計画・線形決定
 - ア、打合せ協議は、業務の大小に関わらず計上すること。
 - イ、線形計画は、舗装事業で延長が長く曲線が多い場合又は、改良事業で曲線改良等現況線形を大幅に変更する場合に適用する。
 - ウ、線形決定は、線形計画を踏まえ線形決定が必要な場合適用する。
- (2) 詳細設計
 - ア、平面・縦断設計
 - 中心線測量・縦断測量を実施する場合は計上すること。
 - イ、横断設計
 - 重要な排水施設、及びヘアピンカーブ等特に必要と認められる場合に適用すること。
 - ウ、構造物設計
 - 路側・土留構造物が想定される場合、及び法面保護工で法枠等が想定される場合適用すること。
 - エ、土工数量計算
 - 構造物を設置する場合、及び法面保護工で大規模な切取が想定される場合に適用すること。
 - オ、構造物数量計算
 - 構造物設計を計上した場合に適用すること。
 - カ、照査
 - 照査業務は、業務の大小に関わらず計上すること。

付 則

1 平成22年10月1日制定

2 平成23年10月1日改正

3 平成26年10月1日改正

4 平成27年 5月1日改正

5 平成27年10月1日改正

6 平成28年 5月1日改正

7 平成30年 4月1日改正

8 平成30年10月1日改正

9 令和元年 10月1日改正